

第46号議案

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

中間市長 松下 俊男

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険税条例（昭和45年中間市条例第34号）の一部を次のように改正する。
第26条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- （1） 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

中間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(税の減免)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(税の減免)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>4 (略)</p>